

議

長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺

嶋

どうもおはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、11番 寺嶋正。件名、避難情報の改正と住宅の耐震化促進について。

要旨。災害時に市町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する災害対策基本法が改正されました。

(1) 風水害の情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルを改定する意義と内容、災害弱者、高齢者等の災害弱者の個別避難計画の作成等、町の対応について伺います。

(2) 災害時に避難の手助けが必要な住民をリストアップする「避難行動要支援名簿」をめぐり、全市町村の4割が難病患者を掲載対象としていないことが新聞等に載っています。名簿に載せる範囲と活用方法について伺います。

(3) 町の耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率目標を、5年間で72%から95%にすることになっています。木造住宅の耐震改修が進まない要因と、対応策と併せて危険ブロック塀の掌握をされていますか。以上お伺いをいたします。

町

長 それでは寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問についてお答えをさせていただきます。改定の意義については、避難情報をシンプルかつ理解を容易にするためでございます。これまで自治体が発表する避難情報は、一昨年より5段階の警戒レベルによる運営、運用が始まっておりましたが、必ずしも的確な避難につながっていないというところとして、改めて名称を変えるため、災害対策基本法の改正案が今国会に提出され、4月28日に参議院本会議にて可決成立いたしております。

国が設置する中央防災会議のワーキンググループが実施したアンケート調査の結果によりますと、これまでの警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始は、避難準備のイメージが先行し、高齢者の避難行動を求めていることが伝わ

りにくい。警戒レベル4、避難指示・緊急避難勧告は、市町村からの意見にて、2種類の情報が同じレベルに位置づけられており、住民に分かりにくいとの意見が7割もあったということです。また、その違いを正しく理解していた住民は2割未満ということのようです。警戒レベル5、災害発生情報は、取るべき行動が分かりにくく、市町村の発令のタイミングも難しく、有効に機能していないという意見が多数あったようでございます。

これらの調査結果を受けて、新たな大雨警戒レベルの内容は、避難レベル3がこれまでの避難準備・高齢者等避難開始から、対象をより明確にし、いち早い避難につなげるため、名称を「高齢者等避難」に変更されました。避難レベル4は、避難勧告を廃止し「避難指示」に一本化されております。避難レベル5、これまでの避難発生情報は、取るべき行動が分かりにくいなどとして、理解を容易にするため「緊急安全確保」に変更されました。

次に、災害弱者の個別避難計画の策定等に対する町の対応についてでございますが、2つ目の質問と回答内容が一部重複する箇所がございますので、併せてお答えをさせていただきます。現在、松田町では、災害時に自力で避難することが困難であり、第三者による支援が必要な方を対象として、災害時避難行動要支援者名簿を、地区の民生委員の御協力を得て毎年更新を行っております。対象者は65歳以上で、お一人または御夫婦のみでお暮しされている方、一定の障がいをお持ちの方、要介護認定を受けていらっしゃる方、指定難病医療給付をお受けになっている方などとなっており、その方々の同意を得て御申請頂いておりますので、松田町は全市町村の4割には含まれていないことを、ここでお伝えを申し上げます。

名簿に載せる範囲は、持病や障がいの度合い、親族などの連絡先、寝室の位置やかかりつけ医の情報など記載することとなっており、内容が詳細な個人情報のため、通常時には町、自治会、民生委員、警察、消防が保管し、非常時の情報共有に役立てるものでございます。登録の申請の内容が既に個別計画に必要と思われる情報が網羅されておりますので、個別計画になり得るものではございますが、より有効活用できるよう、ケースワーカーなどと緊密に連携し、

必要に応じて情報を充実させていくことが重要と考えております。難病患者の方々も対象となる旨を、広報などで呼びかけを行い御提出いただいておりますが、御自身による意思表示が前提となることから、申請を迷われている方がいらっしゃる場合は、大切なものであるということを御理解いただき、お決めいただく必要がございますので、今後も対象者となる方々が一人でも多くの方に御申請いただけるよう、周知活動を行ってまいります。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。松田町耐震改修促進計画においては、令和3年度から令和7年度までの5年間で木造住宅の耐震化率を、令和2年度現在の72%から95%を目標といたしました。しかし、御指摘のとおり、現在の耐震化率は72%と低い数値となっており、従前の5年間においても住宅の耐震化がほとんど進んでない状況でもあります。

それでは、御質問あります木造住宅の耐震改修が進まない要因につきまして、まず耐震改修の個人の費用負担が大きいことではないかというふうに考えております。過去5年間に実施された事例ですと、おおむね100万から150万程度の費用がかかっております。また、高齢者世帯においては、それだけの費用をかけて改修しても、後継者がいないため必要性を感じておられない。さらには、老後の資産運用に不安があり、費用を捻出することが困難であるなどの理由が挙げられます。そこで、町の対策として現在取り組んでおります事業と、今後実施を予定している事業についてお答えをいたします。

まず、町民の皆様は、現在お住まいの建物が安全であるかを御確認いただくことが重要となります。そのため、町では改修対象となる建物にお住まいの方に対し、毎年約100軒程度の戸別訪問を実施し、また、町広報紙を活用して、木造住宅耐震診断費補助制度や、耐震改修工事費補助制度の内容を御説明させていただきます。

また、補助金の補助制度の説明と併せて、神奈川県建築士事務所協会から建築士さんを派遣していただき、松田町での無料の診断…耐震相談の開催について御案内をしております。

今後は新たな取組といたしまして、今回の耐震改修促進計画の改定に合わせ

て、地震による建物倒壊から少しでも多くの町民の命を守るため、住宅の全部を改修するだけでなく、段階的な改修や、比較的簡易な対策に関しましても、国や県の補助金を活用し、積極的に事業を推進してまいります。

危険ブロック塀の掌握についてでございます。町では平成27年度に町内にあるブロック塀の調査を実施しております。平成30年には、同年6月に発生した大阪地震によるブロック塀倒壊事故を受けて、再度調査を実施いたしました。調査は、小学校の通学路を対象に、高さ1メートル以上のブロック塀などを対象に、位置・高さ・延長のほか、目視であります。劣化状態などを職員で調査いたしました。平成30年度の調査では、通学路に面しているブロック塀は337件で、令和3年4月1日現在は325件となっております。3年間で12件の改修等が行われております。内訳は、新たに外構の整備が7件、取り壊し等が5件となっております。このブロック塀325件のうち、特にひび割れや劣化などによる危険なブロック塀の箇所は29件となっております。

町では、平成28年度に危険ブロック塀等撤去費と、それに代わる生垣設置奨励のための補助制度を設けており、今年5月に全戸配布させていただきました松田町耐震化促進計画のリーフレットや、町ホームページにも掲載しております。今後は、この制度の利用促進に向け、通学路に面しているブロック塀の所有者に対し、災害時の危険性など認識を施す文書を送付し、併せて危険ブロック塀等撤去費の補助率や限度額の見直しの検討を行い、ブロック塀の撤去、改修の促進を図ってまいります。また、ブロック塀の実態把握につきましても、3年ごとの調査を行い、調査結果の再確認などを行うこととしておりますので、本年も改めて調査を行い、正確な実態把握を行います。併せて、学校の通学路のみならず、町民の避難経路などを含め、町の危険個所を把握し、各自治体が作成中の地区防災計画に反映できるよう、各自治会や学校関係者とともに連携し、安全安心な防災と減災のまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

11番 寺 嶋 それでは再質問を行わせていただきます。まず1点目の、避難情報の改正の目的ということで、確認の意味で質問いたします。この避難するタイミングの

分かりにくさを解消すること、それから住民の逃げ遅れを減らすことなどがね、主な狙いだと思いますけども、その辺の町の認識について、まずはお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいまの寺嶋議員の質問にお答えします。今回の避難情報のですね、災害対策基本法が改正された目的というのが、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保が目的でございます。ただいま町長からもお話ありましたが、今までの避難情報ですと、避難するタイミングがなかなか分かりにくいというお話の中で、今回このような改正がされたようでございます。まず、この避難情報の改正につきましては、今回6月号の町の「広報まつだ」のほうにもですね、内容を掲載させていただきまして、併せてですね、町ホームページにも掲載させていただきます。

それからですね、今年、今月なんですが、今月末にですね、自治会長さんですね、今年の防災講習会の調整の打合せを開かさせていただきます。その中で、コロナ禍の関係で、開催状況はいつになるかというのはちょっとあれなんですけど、その中でですね、そういうような避難情報も、告知も変わったということも、再度説明していきたいと考えております。以上でございます。

1 1 番 寺 嶋 避難情報の改正の目的ということで、自治会長との、今後ですね、自治会長とのこの講習会ですか、そういうのも随時やっていくということで、一応分かりました。

次に、先ほど答弁ありましたけども、今度は避難情報改正の周知ということでお伺いをいたします。先ほど答弁ありました、この町広報、6月号ですね。これですけども、あとこれ。これにですね、新たな避難情報ということで、レベル1から5までということで、特に改正されたのがレベル3、4、5というようなことだと思いますけども。この辺のことですけどもね、一つちょっと分かりにくいといえますか、ちょっと不十分な点があると思うんですけどもね。レベル3とか4というのは、じゃあ実際、どのような状態の災害の状況がね、どのような条件に置かれているのかということで見れば、もっとですね、例えばレベル3、警戒レベルですね、災害のおそれありとかね、レベル4は災害の

おそれが高いとか、こういうですね、そのところをもう少しですね、分かりやすく表示をね、していただければよいかなと思います。ただ、レベル3か4が避難指示だから、高齢者避難だからといってもですね、じゃあどうなんだということで見たら、ちょっと分かりにくい面もあるので、その辺のことについてお伺いをいたします。

あとはですね、台風の接近時とか、豪雨災害のときに国とか自治体、Jアラートも含めまして、発表する気象情報、それから避難情報ですか、避難等の情報が、最近は多様化しておりますので、受け手、町民の理解を重視した継続的な周知とね、分かりやすい表現にすることについてね、見解をお伺いをいたします。

総務課長 ただいまの寺嶋議員の質問です。レベル3、レベル4の表記が分かりにくいと。災害の、レベル3が災害のおそれがあり、レベル4が災害のおそれが高いということで、これがどうなのかということなんですが、こちらの状況につきましてではですね、確かに議員がおっしゃられるとおり、国の指針の下このような状況で一応今、表記をさせておりますが、じゃあどういう、このレベル3の災害のおそれはどういう場合だとか、レベル4の災害のおそれが高いのはどういう場合だとかいうのは、一概にちょっと定義づけというのはなかなか難しいんですが、こちらのほうは町民の方にちょっと分かるような形でですね、こういう場合はレベル3でこうですよとか、こういう場合はレベル4ですよみたいな形で表記を入れさせていただくような形で、また今後ホームページとか、先ほどお話ししました地元の説明などに、またやっていきたいと考えております。

それからあと、台風の接近とか大雨の場合の避難情報、町民の理解をどのように得られるかということでございますかね。こちらのほうにつきましては、ただいま、今、大雨でございますと、台風など明らかにその接近してくるところが分かるというものにつきましては、事前にその大雨警報とか、その事前の気象情報によって早めに避難所開設をして、避難所開設しましたという形で、防災無線や地元消防団さんたちに開設のPRをしていただいているような形な

んですが、大雨とかにつきましては、ちょっと今後のその気象情報とかも、適宜その判断をしなければいけないんですが、今後の自然災害等が、今後ちょっと、昔の自然災害に比べてちょっと巨大化して…巨大化してるというか、というような形になっておりますので、従来の発生、発令よりも早めに対応するような形でやっていったほうがよろしいと考えております。そのためにはですね、一度内部でちょっと含めて理事等と調整させていただきながら、早めの対策等で今、周知して、町民の方に理解を得られるような形でやっていきたいと考えております。以上でございます。

副町長 はい、ありがとうございます。この避難情報、町民の方々にですね、お伝えするというのは、これは私も長年職員からですね、今の副町長の職やっている中で、ちょっと私の中で3つあります。町民の方にですね、まず迅速、正確に、そして分かりやすくというこの3つをですね、基本に、町民の方にお伝えするようにというのは、職員には今、伝えているところでございます。

松田町の地形を見ますとですね、例えば台風を例に挙げますと、河川での避難、もう一つは土砂災害での避難という2つのですね、災害が起こる可能性が強いというところがございます。ですから、まずは何の災害で避難してもらうんだというところは確実にですね、伝えていかなければならないかなというふうに思っております。これは避難情報に出すときにはですね、正確に伝えなければいけません。また、その災害によって逃げる場所もですね、変わってきますので、この辺はしっかりと町のほうが現場の状況を確認した中で、町民の皆さんにお伝えしたいというふうに考えています。

それとやはりタイミングがあります。夜の夜中に出していいのかとか、雨がものすごい降ってるときに出していいのかとかいうこともございます。これはやはり早め早めですね、避難をしていただくというところについても、十分な気を遣いながらですね、現場を確認しながらの避難情報を提供させていただくというところは、常に持って対応させていただいているという状況でございます。以上です。

11番 寺嶋 詳細なる回答と見解を頂きまして、ありがとうございます。

それでは次にですね、避難行動要支援者名簿ということでお伺いしますが、回答にはですね、特に私が質問いたしました難病患者の方の対象の範囲と、掲載の範囲ということでね、これは広報でも呼びかけているということと、御自身の意思表示、これは本人確認が前提となるというようなことだとかね、そういうことも理解しました。それでやっぱり、災害時ですね、自力で避難できない方をね、やっぱりより多くの方をですね、こういう避難名簿にね、要支援者名簿に掲載していただくことが肝心だと思います。ここでもですね、回答ではこういうふうに、対象となる方が一人でも多くの方に申請していただけるよう、周知活動を行っていくというふうなことです、このことについては了解しましたので、回答はいりません。

それでは次に、建築物の耐震化調査のことについてお伺いをいたします。先ほどですね、耐震調査ということで、戸別訪問等も行っているということなんですけども、耐震性のない住宅ですね、住宅の持ち主に対して、町がね、戸別訪問で聞き取り調査をしているということなんですけども、中にはね、町内に住んでない方、あるいは町外に所有者がね、町外に住んでる方が相当いますので、訪問調査では、訪問活動ではできないことがありますので、その方に対してのこの耐震促進の普及啓発についてお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。御指摘のとおり、建物の持ち主の方が町内にお住みじゃないという場合のことだと思われます。まずはですね、区域を定めて、100軒程度御案内を申し上げてる中で、集合住宅に関しましては、大家さんにお伝えしなければならないということもありますので、そういった件については郵送…郵送等で大家さんにもお伝えしてるんですけども。実際にですね、今目指しているほとんどのものがですね、昭和50…補助金の対象になるですね、昭和56年以前に建築基準法の許可を得て建てた、自らが所有し、居住する木造住宅に対しての補助金を今、私どもが予定しております。共同住宅も当然、100%を目指す中では必要となっておりますが、共同住宅の多くが木造が少なくですね、鉄骨造ですね。鉄骨造の構造のものが多くございます。今はですね、主に力を入れているのは戸建ての住宅で、木造であるというところから選

んで耐震をお願いしてるという状態であります。以上です。

11番 寺 嶋 今、特に建築物の耐震化ということでは、木造の戸建て住宅の耐震改修促進に力を入れているということですね。

それで次にですね、質問したいのは、冒頭にありますこの耐震改修の耐震化率目標、5年間で72%から95%にするということなんですけども。これ72%、令和2年度のあれですか、固定資産の台帳。こういうのがね、基準になってると思いますけども、この耐震化率72%の住宅の戸数、それから耐震性ありの住宅の戸数の推移。あと目標、5年後の目標であります令和7年度における住宅の耐震化率95%の住宅の戸数と、耐震化率の目標戸数をお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、まず数字でございます。令和2年度におきましては、全戸数4,408戸。4,408戸。現在、耐震化が行われているものは3,173戸、72%という形でございます。目標としております令和7年度におきましては、総数を4,468戸。4,468戸。目標となる耐震された建物の数は4,245戸。4,245戸でございます。このまず戸数の推移でございますが、毎年増えている戸数を平均させていただきまして、約5年間で60戸。60戸の建物全体の総数が増えたと。そうした中で、目標としている数字は約1,000軒。1,000軒を目標としております。ちなみに、平成27年から令和2年度まででございますが、3%の耐震化率の増加となっております。以上です。

11番 寺 嶋 あまり数年間でね、3%ということでは、そんな進んでないようなんですけども。それで次にですね、木造住宅耐震診断と木造住宅耐震改修工事、近年過年度分の実績をどうなっているのかお伺いをいたします。

参事兼まちづくり課長 それでは、実績を御報告をさせていただきます。まず、過去5年間にしまして、耐震診断を行っていただけた数が5軒。そのうち、改修を行っていただけた方が3軒という形でございます。以上です。

11番 寺 嶋 実績は分かりました。それで次に、耐震改修工事ということで、そのものについてお伺いします。耐震改修工事等のね、補助金も併せて、補助金のアップも併せてお伺いをいたします。耐震改修工事とは、基礎、柱、梁、筋交い、耐力壁の補強、軽量化のための屋根のふき替え等の耐震補強工事だと思います

けれども、これには多額の費用がかかります。木造住宅の耐震化改修促進のためには、安心・安全なまちづくりに向けたいろいろな諸制度を呼びかけて、耐震改修補助額のアップを求めます。これは、責任たる町長に見解をお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。私の先ほど答弁でも述べさせていただきましたけれども、まさに今の進捗率でいけばですね、なかなかやっぱり費用負担が難しいというふうな話もやっぱり耳にしておりますので、これを加速するためにはですね、もうおっしゃられるような格好で、少し町も力を入れてですね、やっていかなきゃいけないというふうに考えて、先ほど答弁をさせていただきました。また詳しい中身については、やっぱり対象をですね、やたらめったらというのもありますけども、やはりそういうふうにしなきゃいけない何か基準を作って対応してまいりたいというふうに考えております。今の現状はですね。以上です。

1 1 番 寺 嶋 補助率のアップ、検討するということによろしいんですかね。これ、考えてるということですので、検討をぜひ、検討してね、いただきたいと思います。ちなみに上郡5町でも、現在、松田町は耐震改修補助最大2分の1で、限度額50万円ですか。これをね、60万円とかそういう、出してる自治体もありますので、ぜひ参考にね、検討をしていただきたいと思います。

それでは最後に、危険ブロック塀のことについてお伺いをいたします。通学路に面しているブロック塀の所有者に対して、今後のことですがね、災害時の危険性など認識する、促す文書等を送付と併せてね、いろいろな危険ブロック塀等の撤去費の補助とか、そういうのをね、紹介しながら、ブロック塀の撤去の改修の促進を図っていくということなんですけどもね。ただ文書だけ送付してもですね、実際やっぱり進まないと思いますので、この住宅の耐震改修じゃないんですけども、戸別訪問などもね、ぜひやっていただいてね、促進化をしていただきたいと思いますので、最後に町の担当の見解をお伺いをいたします。

総 務 課 長 ただいま寺嶋議員からの御質問ですが、危険ブロックのほうにつきましては

先ほど町長の答弁にありましたように、文書とか、文書を送付させていただいて補助率等の見直しを検討しているということで。もちろん戸別訪問につきましてもですね、先ほどお話しさせていただきましたが、今年度、調査をさせていただきますので、その結果を踏まえてですね、特に重要な危険な箇所等につきましては、優先的に訪問等をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

11番 寺 嶋
議 長

以上で私の質問を終わります。

受付番号第1号 寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時20分からとします。

(10時09分)